

「浦安市民便利帳」協働発行事業
公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年 10 月

浦安市 企画部 広聴広報課

1. 趣旨

本募集要項は、市民生活を送るうえで必要な各種手続きをはじめとする行政情報などを掲載した浦安市民便利帳を民間事業者と協働で発行するにあたり、協働発行事業者を選定するために実施するプロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 業務の概要

ア) 業務名

「浦安市民便利帳」協働発行事業

イ) 業務内容

別紙「仕様書」による

ウ) 発行時期

令和7年7月30日（予定）

注記：協定締結の事前協議などにより変更の可能性あり

エ) 履行期間

協定締結日の翌日～令和7年10月31日

3. 担当課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市企画部広聴広報課 担当者:中間

TEL : 047-351-1111 FAX : 047-353-2453 E-mail : kochokoho@city.urayasu.lg.jp

4. プロポーザル参加資格要件

申し込もうとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア) 浦安市入札参加資格者名簿（委託）に搭載されていること。

※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

ウ) 申込書類提出日から契約の締結日までに、浦安市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者。

エ) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が申込書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中ではない者。

カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下でない者。

キ) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税の滞納がある者でないこと。

ク) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の応募締切日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

5. 手続き

5-1 スケジュール

項目	期日	備考
募集要項の公表	令和6年10月28日(月)	
質問の締め切り	令和6年11月5日(火)正午	
質問への回答	令和6年11月13日(水)	
申込書類の提出締め切り	令和6年11月25日(月)午後5時	直接、広聴広報課へ提出
1次審査(書類審査)の結果通知	令和6年12月2日(月)	
プレゼンテーションの実施	令和6年12月20日(金)～27日(金)のいずれか午後	時間等については広聴広報課より連絡
選定結果の通知・公表	令和7年1月上旬を予定	
協定締結	令和7年1月上旬を予定	内容を調整し、合意後協定

5-2 募集の実施

- ・浦安市公式ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

5-3 質問の受付と回答

- ・質問のある者は、質問書(様式1)に必要事項を記入して担当課へEメールで提出する。Eメール送信後、担当課に確認の連絡を入れること。
- ・質問に対する回答は、浦安市公式ホームページにて公表する。

5-4 参加の申し込み

申込者は、次のとおり書類等を提出するものとする。

ア) 受付期間

令和6年11月14日(木)～11月25日(月)午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

イ) 受付時間

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

ウ) 提出先

浦安市企画部広聴広報課(浦安市役所3階)

エ) 提出方法

浦安市公式ホームページから様式を入手し、必要書類を整え、広聴広報課に直接、持参すること。

オ) 提出書類

- 参加申込書(様式2)1部
- 事業所の概要(様式3)1部
- 企画提案書 正本1部 副本10部
- 令和元年度以降で、他自治体(市)と協働で発行した市民便利帳 2市分 各2冊(実績がある事業者のみ)

カ) 企画提案書について

①様式

A4版(縦横は自由)で作成すること。ただし説明資料等でA3版が必要な場合は折り込むこと

も可とする。記載事項の順序は変更可能。プレゼンテーションに際しては、募集要項に記載の順序が望ましい。

②企画提案書記載事項

次の事項は企画提案書に必ず記載すること。また、それ以外の提案やPR資料等がある場合は積極的に記載すること。

- ・協働事業に対する考え方
- ・制作体制（総括責任者および担当者を記載すること）
- ・準備期間から全戸配布までを含めたスケジュール
- ・冊子の仕様とページ構成（総ページ数、うち行政情報ページ・地域情報ページ・広告掲載ページの割合）※広告掲載面積の和が総ページ数に対して何ページ相当になるかを記入。
- ・本事業で予定している広告営業の方法（広告掲載予定数、広告募集手順、広告掲載方法など）
- ・官民協働発行事業の業務実績

6. 協働発行事業者の選定

6-1 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提出書類およびプレゼンテーションの結果などを「6-4 評価基準」に基づき、審査委員会が総合的に評価し選定するものとする。

6-2 審査委員会

提出書類等の審査・評価等は、審査委員会において行う。審査委員会は次の6名で構成する。

- 委員長 企画部部長
- 委員 企画部次長
- 委員 市民経済部次長
- 委員 広聴広報課長
- 委員 広聴広報課係長
- 外部審査委員

6-3 1次審査（書類審査）

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「書類審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い上位5者程度を選定する。

応募者が5者未満の場合、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって、審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

6-4 評価基準

審査委員会は、つぎの観点から事業者を総合的に審査・評価する。評価基準の項目および配点（50点満点/委員）は次の通りとする。

- ①協働発行事業に対する考え方 5点
- ②冊子の仕様とページ構成 15点
- ③制作スケジュールと編集体制 5点
- ④広告営業について 15点
- ⑤官民協働発行事業の業務実績 5点

⑥全体について 5点

6-5 選定手順

- ・審査委員会は、「6-4 評価基準」に基づき事業者を審査し、順位付けを行う。
 - ・合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次順位の者を次順位交渉権者とする。
 - ・参加事業者の提案辞退などにより、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。審査した結果、最高点（評価合計点の70%以上のものに限る）を獲得した応募者を業務の優先交渉権者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、冊子の仕様とページ構成の点数が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。
- なお、選定された事業者が、次の各号に掲げる条件に該当する場合は、無効とする。

- ①提出書類に虚偽の記載がある場合
- ②提出書類に記載された制作担当者が、選定後に担当できない場合
- ③結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④その他、募集要項に定める事項に違反した場合

6-6 プレゼンテーションの概要

提出した企画提案書をもとに、事業者毎にプレゼンテーションを実施。

ア) 実施日時等

令和6年12月20日（金）～27日（金）を予定。なお、時間および場所など、詳細は後日、広聴広報課から各応募者に連絡する。

イ) 出席者

責任者および主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含めて4名以内とする。出席予定者の役職、氏名を申込書類等と同時に任意の書式で提出すること。提出後、変更があった場合は速やかに広聴広報課に連絡すること。

ウ) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容に関する説明20分以内、および質疑応答10分程度の30分程度を予定する。なお、説明は、先に提出した企画提案書の記載内容を逸脱しない範囲とすること。説明は、主担当者が主として行うこと。

エ) 貸出物品

机・椅子・電源・プロジェクター・スクリーンとする。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に申し出ること。それ以外の物品については、事業者が持参すること。

7. 選定結果の通知公表

- ・選定結果については、申込事業者にEメールで通知するとともに、受託予定者を浦安市ホームページで公表する。
- ・審査および選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・申込者は審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

8. 協定書の締結

- ・市は、優先交渉権者と仕様の協議により校正を行い確定させた後、「浦安市民便利帳（令和7年度版）」の協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

- ・優先交渉権者と協議が整わない場合、市は、評価により順位づけされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

9. そのほか

- ・提案に必要となる費用等一切は、申込者の負担とする。
- ・書類提出後の追加および修正は、一切認めない。また、受託者決定後、受託者以外の提出書類は返却するものとする。ただし、応募者の了承があれば、市において破棄するものとする。
- ・プロポーザル優先交渉権者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- ・浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、受託者から提出された書類は個人情報を除き公開するものとする。

別表1 書類審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	15点
業務提案	業務提案書の内容を評価する	20点
合	計	50点